

ふくしま県GAP 点検・評価シート(麦類)(個人)

認証基準である「福島県農産物安全確保のためのGAP推進マニュアル」または「福島県きこ安心栽培マニュアル」に沿って、本シートで点検・評価を行います。
申請にあたっては、点検・評価シートの写しを添付します。

1 食の安全を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	NO.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
ほ場環境の 確認と衛生管理	1. ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	環境確認	生産者	1	ほ場及びその周辺環境で、廃棄物等、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認している。 (例) ◇ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ◇廃棄物をほ場やその周辺に放置しない ◇土壌分析の実施 等	○				
		環境確認	生産者	2	用水の取水地(河川、地下水、ため池等)を知っている。また、有害物質等による汚染はないか確認している。 (例) ◇用水の取水地(河川、地下水、ため池等)の確認 ◇堆肥の製造、保管場所から原料等の流出防止 ◇大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかな排水の 実施 等	○				
		環境確認	生産者	3	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)で、廃棄物等、農産物に危害を及ぼす要因がないかを検討し、リスクを最低限に抑えるための管理計画を作成している。 (例) ◇ほ場やその周辺に前作で使用した不要な資材等の汚染リスクを放置していないか確認	○				
	2. 無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	防除	生産者	4	登録を確認して農薬を使用している。 (例) ◇使用する農薬の登録番号の有無を確認	◎				

農薬の使用	3. 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	防除	生産者	5	農薬散布前には防除器具の点検を行い、十分に洗浄されていることを確認している。また、農薬の使用後は十分に洗浄している。 (例) ◇農薬の散布前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されていることを確認	◎				
		防除	生産者	6	農薬の使用後は十分に洗浄を行っている。 (例) ◇農薬の使用後は、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所を、特に注意して洗浄	◎				
農薬の使用	4. 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	防除	生産者	7	農薬を使用する前に、容器や袋に表示されている表示内容を確認している。 (例) ◇容器等の下記表示内容を確認して使用 ・農薬を使用できる農作物の種類 ・農薬の使用量 ・農薬の希釈倍数 ・農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間) ・農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認) ・農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない) ・農薬の使用上の注意	◎				
		防除	生産者	8	農薬使用時から収穫期までの日数(収穫前日数)を確認している。 (例) ◇容器等の下記表示内容を確認 ・刈り取り日を決定する前に、表示内容の使用時期(収穫前使用可能日数)と実際の農薬散布日を確認	◎				
	防除	生産者	11	周辺作物の状況確認とその作物の収穫時期を把握している。 (例) ◇周辺作物の栽培様式や品目、収穫時期等に対応した防除作業を計画	○					

	5. 農薬散布時における周辺作物へのドリフト(飛散)の回避(法令上の義務)	防除	生産者	12	<p>農薬散布時には周囲への影響が少ない散布法を実施している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇病虫害の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬を散布 ◇近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ◇風によって農薬が飛散する恐れがある時は散布を中止する ◇飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択 ◇風向きを考慮したノズルの向き決定 等 	◎				
赤かび病対策	6. 麦類のDON汚染低減対策の実施	防除	生産者	15	<p>赤かび病発生防止のため、あらゆる防除方法を活用している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇排水対策の徹底など耕種的防除の実施 ◇防除適期を見極めた薬剤による予防防除の徹底 等 	◎				
収穫後の農産物の管理	7. 麦の清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務) 8. 収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	収穫	生産者	16	<p>収穫前に茎水分や穀粒水分を確認し、収穫適期を判断している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇穀粒水分35%以下を確認し、収穫適期を判断 	○				
		乾燥	生産者	17	<p>倒伏や病虫害被害粒、高水分の穀粒は別収穫</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇赤かび病に罹病したもの等は、区別して収穫を実施 	○				
		乾燥	生産者	18	<p>倒伏や病虫害被害粒、高水分の穀粒は別乾燥</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇倒伏し泥がついたものや、病虫害の被害にあったものは、区別して乾燥を実施 	○				
		乾燥・調整	生産者	19	<p>乾燥・調製作業の前後に、各設備の清掃</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇カビの発生源となる乾燥機や選別機などの内部の残留物除去や別の穀物が混入する異種穀粒防止のための清掃 	◎				
		乾燥	生産者	20	<p>収穫後速やかに乾燥作業</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇収穫後、高水分のまま長時間放置するとカビの発生や蒸れによる変質粒等の発生の原因となるため、収穫後は速やかに乾燥 ◇収穫物の搬送中に土壌が付着しないよう、清潔な取扱いに留意 	◎				

		調整	生産者	21	異物、被害粒が混入しないよう選別 (例) ◇異物や被害粒が混入しないように、丁寧な選別作業を実施 ◇小麦では粒厚選別に2.4mm以上の網目の活用	○				
収穫後の農産物の管理	(前ページの続き) 7. 麦の清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務) 8. 収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	乾燥・調整・保管	生産者	22	施設内における衛生状態の適切な管理と作業の確保 (例) ◇喫煙や飲食は指定された場所とする ◇手洗いを励行し、清潔な作業着や手袋を身につける ◇施設内に雨水や汚水が流れ込まないように、排水溝の設置等速やかな排水に努める ◇施設内へのネズミや鳥等の侵入防止 ◇施設内の定期的な清掃の実施 等	○				

2 環境保全を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	NO.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
農薬削減による環境負荷低減対策	9. 農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	防除	生産者	23	農薬が残らないよう、散布面積から必要量を計算し散布液を調整している。 (例) ◇散布面積から必要量を計算して、農薬の散布液を調製	○				
	10. 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり 環境への負荷低減の観点から農薬	環境確認	生産者	25	ほ場と周辺の適切な管理により、病害虫の発生しにくい環境づくりを行っている。 (例) ◇栽培環境に適し、病害(特に赤かび病)に抵抗性がある優良品種の導入 ◇種子伝染性病害に感染していない優良種子の使用(適度な種子更新の実施) ◇輪作(ブロックローテーション)の導入によるほ場の設定 ◇病害虫等の発生源となる植物の除去(畦畔の草刈等) ◇ほ場及びほ場周辺の清掃 等	○				

農薬削減による環境負荷低減対策	による防除を行う	環境確認	生産者	26	生育量を確保するための対策を講じている。 (例) ◇排水良好なほ場の選定 ◇作付地の団地化等による排水対策 ◇ほ場の状況に応じた排水対策の導入 等	○				
	11. 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	防除	生産者	27	発生予察情報等を活用し、発生状況を把握した上で防除を行っている。 (例) ◇発生予察情報の入手(麦類)や病害虫発生状況を観察し、病害虫の発生状況(特に赤かび病)を把握した上で防除を実施	◎				
	12. 農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	防除	生産者	28	耕種的防除手法の組み合わせにより、農薬使用量の低減に努めている。 (例) ◇種子伝染性病害に感染していない優良種子の使用(適度な種子更新の実施) ◇輪作(ブロックローテーション)による連作障害の回避 等	○				
	13. 農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	防除	生産者	29	散布前に隣接した農地の栽培者や養蜂家、住民等へ周知している。 (例) ◇農薬を散布する場合に、隣接した農地の栽培者や養蜂家、近隣住民等への事前の周知	○				
肥料削減による環境負荷の低減対策	14. 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法に則した施肥の実施	施肥	生産者	30	肥料は土壌診断及び施肥基準等に基づいて施用している。 (例) ◇堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計等に基づく減肥 ◇県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ◇施肥用機械・器具が正しく動くか点検・整備 等	◎				
	15. 堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	土作り	生産者	31	施用する堆肥は完熟堆肥を使用している。 (例) ◇切り返し等により、全体に空気が入るよう努めている ◇副資材(例:もみがら、おがくず)の利用等により、水分を調整している ◇70℃の発酵が数日間続くように努めている ◇堆肥を購入する場合、完熟堆肥であることを確認している 等	○				

土壌の管理	16. 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	土作り	生産者	32	堆肥など有機物の施用による土づくりを行っている。 (例) ◇標準的な堆肥基準に則した堆肥の施用、有機物のすき込み、緑肥の栽培 ◇輪作(ブロックローテーション)の導入 ◇適切な土壌改良資材の選択・施用 ◇堆肥の施用は播種直前を避ける 等	◎				
	17. 土壌の侵食を軽減する対策の実施	土作り	生産者	33	(傾斜地や土壌の性質によって作土層が浸食される場合)土壌浸食を軽減する対策をとっている。 (例) ◇植生帯の設置 ◇土壌の透水性改善(堆肥の施用等) ◇防風垣の設置 ◇リビングマルチの導入 ◇排水溝設置による表面水の速やかな排水 ◇ほ場の傾斜を考慮した畦立てを実施	○				
廃棄物の適正な処理、利用	18. 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務) 19. 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	他	生産者	34	肥料袋、使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理し、記録している。 (例) ◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託 ◇委託業者へ交付した帳票(マニフェストの管理票)を処理終了後に受領し、適正に処理されたか確認	◎				
廃棄物の適正な処理、利用	20. 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	土作り	生産者	35	稲わら等作物残さは、堆肥や飼料として利用したり、すき込んだりして、野焼きせず適正な処理をしている。 (例) ◇堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向け ◇ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土作りに利用 等	◎				

エネルギーの節減対策	21. 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	他	生産者	36	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めている。 (例) ◇機械、器具の適切な点検整備 ◇適正なエンジン回転数による機械作業 ◇不必要なアイドリングの回避 ◇不必要な照明の消灯 等	○				
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	22. 鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施	他	生産者	37	鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域では、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施している。 (例) (鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域) ◇地域ぐるみによる被害防止対策 ◇侵入防止柵の設置 ◇追い払い活動等の実施 ◇ほ場やその周辺に作物残さを放置しない 等	△				

3 労働安全を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	NO.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
危険作業等の把握	23. 農業生産活動における危険な作業等の把握	安全対策	生産者	38	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策をとっている。 (例) ◇危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ◇農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備等	○				
農作業従事者の制限	24. 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等危険を伴う作業の従事者などに対する制限	安全対策	生産者	39	作業者は安全に作業するよう留意している。 (例) ◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 ◇酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ◇高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ◇未熟な農作業員に対する熟練者による指導 等	○				

<p>服装及び保護具の着用</p>	<p>25. 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管</p>	<p>安全対策</p>	<p>生産者</p>	<p>40</p> <p>作業者は、安全に作業を行うための服装や保護具を使用している。 (例) ◇粉塵のある作業における防塵メガネや防塵マスク等の着用 ◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメットの着用 ◇飛散物が当たる危険性のある場所における保護メガネの着用 ◇防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管 等</p>	<p>○</p>					
<p>作業環境への対応</p>	<p>26. 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施</p>	<p>安全対策</p>	<p>生産者</p>	<p>41</p> <p>危険箇所の注意を喚起し、できる限り作業環境の改善を図っている。 (例) ◇危険箇所の表示板設置 ◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強 ◇ほ場出入口における傾斜の緩和、幅広化等の実施 ◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 等</p>	<p>○</p>					
<p>機械等の導入・点検</p>	<p>27. 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理</p>	<p>安全対策</p>	<p>生産者</p>	<p>42</p> <p>作業前に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理を行っている。 (例) ◇機械等の使用前の安全装置等の確認 ◇未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の整備 ◇中古機械導入時の安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等</p>	<p>◎</p>					
		<p>安全対策</p>	<p>生産者</p>	<p>43</p> <p>収穫作業前に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理を行っている。 (例) ◇機械等の使用前の安全装置等の確認 ◇未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の整備 ◇中古機械導入時の安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等</p>	<p>◎</p>					
		<p>安全対策</p>	<p>生産者</p>	<p>44</p> <p>乾燥、調製作業前に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理を行っている。 (例) ◇機械等の使用前の安全装置等の確認 ◇未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の整備 ◇中古機械導入時の安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等</p>	<p>◎</p>					

機械等の利用	28. 機械、装置、器具等の適正な使用 29. 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	安全対策	生産者	45 機械、施設の安全かつ効率的な稼働 (例) ◇機械等の取扱説明書の熟読、保管 ◇乗用型トラクタ使用時のシートベルトやバランスウェイトの装着 ◇歩行型トラクタ使用時の後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ◇刈払機使用時の部外者の立入禁止 ◇機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際のエンジン停止 ◇機械に貼付されている注意書きの確認 ◇機械導入時の型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ◇緊急停止方法の確認 等	○				
農薬・燃料等の管理	30. 農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）	資材管理	生産者	46 農薬は決められた場所に保管し、肥料等生産資材と隔離されている。 (例) ◇保管場所を整理・整頓し、飛散・漏出防止対策を実施 ◇冷涼・乾燥し、部外者が立ち入らない場所で農薬を保管 ◇農薬を他の保管容器へ移しかえの禁止 ◇開封済み、使用中の農薬の適切な保管 ◇飛散時の吸収用の砂等の準備	◎				
		資材管理	生産者	47 毒劇物に該当する農薬は、鍵のかかる保管庫に保管している。 (例) ◇毒劇物に指定されている農薬は、鍵のかかるロッカー等に保管し、責任者によって適切に管理	◎				
		資材管理	生産者	48 毒劇物の保管庫に、毒劇物の表示をしている。 (例) ◇毒劇物に指定されている農薬の保管庫には、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」等を表示	◎				

		資材管理	生産者	49	燃料は火気のない場所で保管し、燃料のそばで機械、工具の使用を避けている。 (例) ◇適正な燃料保管容器の使用 ◇消火器・防火用の砂等の準備 ◇火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ◇燃料のそばでの機械、工具の使用禁止 等	◎				
事故後の備え	31. 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)	他	生産者	50	労働者災害補償保険等に加入している。 (例) ◇死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ◇第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 ◇事故により農業機械が破損した場合に備えた任意保険への加入	◎				

4 農業生産工程管理全般に係る取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	NO.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	32. 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	他	生産者	51	農業者自ら開発した技術や知的財産については、適切に保護するとともに、必要に応じて活用している。 (例) ◇技術内容等の文書化 ◇活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開) 等	○				
	33. 登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	播種	生産者	52	登録種苗を適切に使用している。 (例) ◇品種登録のある品種の種苗を、許諾のある業者等から購入	◎				
情報の記録・保管	34. ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	記録	生産者	53	ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存している。 (例) ◇ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存	○				

情報の 記録・ 保管	35. 農薬の使用 に関する内容を記 録し、保存 36. 肥料、堆肥、 資材の使用に関 する内容を記録 し、保存	資材管理	生産者	54	農薬散布を記録し、在庫管理している。 (例) ◇記録事例 ・購入日 ・使用年月日 ・使用場所 ・農作物名 ・農薬名 ・希釈倍数 ・散布面積 ・使用量 ・在庫量	◎				
		出荷	生産者	55	農産物出荷時に農薬使用記録を確認し、使用法等に誤りがないことを確認している。 (例) ◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎				
		資材管理	生産者	56	肥料の使用記録を整理し、在庫管理をしている。 (例) ◇記録事例 ・購入日 ・使用年月日 ・使用場所 ・農作物名 ・肥料名 ・施用面積 ・施用量 ・在庫量	◎				

		資材管理	生産者	57	<p>堆肥、資材等の使用記録を整理し、在庫管理をしている。 (例)</p> <p>◇記録事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入日 ・使用年月日 ・使用場所 ・農作物名 ・堆肥名・資材名 ・施用面積 ・施用量 ・在庫量 	○				
情報の 記録・ 保管	37. 種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存	記録	生産者	58	<p>種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存し、生産履歴を記帳している。 (例)</p> <p>◇種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存</p> <p>◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳</p>	◎				
	38. 麦の出荷に関する記録の作成	記録	生産者	59	<p>麦の取引等に関する内容の記録を作成し保存している。 (例)</p> <p>◇厚生労働省のガイドライン「食品衛生法第1条の3第2項に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針」を参考として、下記の事項について記録と保存を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> ①名称(生産品の品名) ②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③数量 ④出荷又は販売年月日 ⑤出荷量又は販売量(出荷又は販売先毎、1回又は1日毎) ⑥食品衛生法第11条の規格基準(微生物、残留農薬等)への適合に係る検査を実施した場合の当該記録 	◎				

生産工程管理の実施	39. 生産工程管理の実施	記録	生産者	60 農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行っている。 (例) 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目を策定 ◇点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業員ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ◇点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ◇自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ◇自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、取引先による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれか客観的な点検の仕組み等を活用	○					
記録保存の期間	40. 生産・出荷に関する内容の記録・保存	記録	生産者	64 農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管している。 (例) ◇農産物の出荷に関する記録については1～3年間（保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定）保管 ◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管	○					
		記録	生産者	65 当該ほ場で生産された農産物の生産履歴（農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等）を記帳している。 (例) ◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳	◎					
研修会への参加	41. 研修会等への参加、情報等の収集	他	生産者	66 研修会参加やパンフレットなどによりGAP、病虫害防除基準、放射性物質対策等に関する情報を収集している。 (例) ◇研修会参加やパンフレットなどにより情報を収集	◎					
		他	生産者	67 栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる。 (例) ◇栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる	◎					

5 放射性物質対策を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	NO.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
ほ場準備及び汚染要因の把握	42. ほ場の放射線量と過去の収穫物等の放射性セシウム検査結果の把握	環境確認	生産者	68	ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握している。 (例) ◇ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度の把握	○				
		環境確認	生産者	69	過去の収穫物等における放射性セシウムの検査結果を把握している。 (例) ◇過去の収穫物等における放射性セシウムの検査結果を把握	◎				
	43. 麦類への放射性セシウム検出要因の理解と把握	環境確認	生産者	70	麦に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解している。 (例) ◇県や市町村等が行う説明会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因について把握	○				
収穫後の農産物の管理	44. 出荷の可否の確認	環境確認	生産者	71	放射性セシウム検査に基づき出荷の可否の確認をしていますか。 (例) ◇出荷制限に該当するかどうかを確認	◎				
農地の除染	45. 農地の除染	除染	生産者	72	作土中の放射性セシウム濃度を下げため、農地の除染対策に取り組んでいる。 (例) ◇除染対策として、反転耕または深耕等を実施 等	△				
土壌の管理	46. 表土除去で剥ぎ取った土壌の適切な管理	除染	生産者	73	除染のために表土除去した土壌は適切に管理している。 (例) ◇水が地下に浸透しないように遮水シートなどを設置 ◇雨水侵入防止や飛散防止のため、遮水シート等で被覆 ◇保管場所は掲示板やロープによる囲いの設置 等	△				
	47. 作土層の確保と丁寧な耕うん	土作り	生産者	74	耕うんは、トラクター等を用い丁寧に実施している。 (例) ◇耕うんは適正な作業速度で行い、耕深を確保することによる(可能な限り)深い耕うんを実施	○				

	48. 稲わらの還元(転換畑での栽培)	土作り	生産者	75	<p>水稲跡の転換畑ほ場に前作の稲わらを還元している。 稲わらを還元していない場合、カリウム施肥を適正に実施している。</p> <p>(例) ◇ほ場に稲わら還元を実施 ◇稲わらを還元していない場合、カリウムを含め適正な施肥を実施 等</p>	△				
資材の利用	49. 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材の利用の回避	資材管理	生産者	76	<p>放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥等を使用していない。</p> <p>(例) ◇肥料・土壌改良資材・堆肥等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥等は使用していない</p>	◎				
	50. 原発事故時に使用していた資材等の再使用の中止	資材管理	生産者	77	<p>原発事故時、屋外にあった資材を使用していない。</p> <p>(例) ◇被覆資材等を使用する場合は、原発事故時、屋外にあった資材を使用していない</p>	△				
肥培管理	51. 土壌中の交換性カリウム含量を高める管理	環境確認	生産者	78	<p>土壌の交換性カリ含量を把握している。</p> <p>(例) ◇土壌分析等により、土壌の交換性カリ含量を把握</p>	○				
		施肥	生産者	79	<p>放射性セシウム対策を考慮し適切なカリウム施用を行っている。</p> <p>(例) ◇麦類は、慣行栽培によるカリ施肥を行うことが放射性セシウム対策となる ◇土壌分析は困難だったが、麦類の検査結果や地域の状況を考慮し、慣行施肥に硫酸カリや塩化カリ等の上乗せ施肥を実施</p>	◎				
栽培から収穫、出荷までの管理	52. 倒伏防止対策による土壌等の付着予防	施肥	生産者	80	<p>適正な基肥窒素の施肥、適期播種、適正な播種量など基本技術の実施等により倒伏防止対策に配慮している。</p> <p>(例) ◇倒伏の危険を回避した肥培管理の実施 ◇倒伏防止のため、播種時期や播種密度に留意</p>	○				

栽培から収穫、出荷までの管理	53. 収穫・乾燥・調製時における土壌や異物の混入防止	収穫	生産者	81	<p>収穫時の土壌の持込みを防止するため、麦類が土壌に触れないように刈取作業を実施している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇土壌を巻き込まないようにコンバイン等の刈り高を適切に設定 ◇土壌を巻き上げないように慎重に作業を実施 ◇倒伏が著しい場合は他のほ場と区別して収穫を実施 ◇収穫作業は雨天時を避けて実施 	○				
		収穫	生産者	82	<p>農業機械や運搬車輛を利用した後は、土壌やほこりが残らないように清掃を実施している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇トラクターやコンバイン等の格納時には足回りの洗浄・清掃を実施 	○				
		収穫	生産者	83	<p>一度使用した収穫袋やフレコンバックを再利用する場合は、汚れやゴミ等の付着がないことを確認している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇原子力発電所事故前から利用されている収穫袋等は使用しない ◇汚れやゴミが付着した収穫袋等は利用しない 	○				
		調整	生産者	84	<p>調製作業(選別、計量・袋詰め)の前に機器の点検・清掃を徹底し、異物やゴミの混入防止を図っている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇選別機等の直接大豆・そばに触れる農機具については使用前の点検・清掃を徹底 ◇異物やゴミが混入しないよう作業場を清掃 ◇床にこぼれた大豆・そばは選別機等に再投入しない 	○				
	54. 出荷前の安全性の確認	出荷	生産者	85	<p>出荷可能ロットであるかを確認している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇放射性セシウムの検査の結果、出荷可能となったロットを出荷する 	◎				
		出荷	生産者	86	<p>放射性セシウムの検査が終わるまでの間、麦類を保管場所で管理している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇放射性セシウムの検査が終わるまでの間、麦類をあらかじめ決められた保管場所で確実に管理 	◎				

<p>農作業 時の安 全確保</p>	<p>55. 放射性物質 が含まれる可能性 のある粉じんの吸 入、土壌・水との 接触の回避</p>	<p>安全対策</p>	<p>生産者</p>	<p>88</p>	<p>農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入、接触を回避している。 (例) ◇土壌が乾燥している時の耕うんや草刈り作業等で粉じんを吸入する恐れがある場合は、皮膚や顔が露出しないよう、なるべく帽子、マスク、長袖、長ズボン、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用 ◇農作業後は手足、顔等の露出部分を洗浄 ◇屋外作業後に、屋内作業を行う場合は、服を着替える等して、屋内にちり、ほこり等を持ち込まない</p>	<p>○</p>				
----------------------------	--	-------------	------------	-----------	---	----------	--	--	--	--